

令和7年度に福井県に入猟しようとする者の狩猟者登録取扱要領（県外在住者用）

他の都道府県から福井県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いは次のとおりとします。

1 狩猟者登録申請書の提出先

(1) 社団法人の都道府県猟友会の会員

〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号 福井県職員会館ビル4階

一般社団法人 福井県猟友会 TEL 0776-22-7206/FAX 0776-97-8801

※原則、各都道府県の猟友会でとりまとめ、必ず、別記様式の送付書を添付の上、一括して提出してください。

(2) (1) 以外の方

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県エネルギー環境部自然環境課 TEL 0776-20-0306/FAX 0776-20-0635

2 提出書類

(1) 狩猟者登録申請書 1部

登録を受けたい免許の種類が複数の場合でも、1枚の申請書で申請できます。

(2) 狩猟免許を有することを証明するものとして、狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状（当該登録年度に発行したものに限る。）または、社団法人である都道府県猟友会長が原本と相違ないことを証明した狩猟免状の写し（当該登録年度に発行したものに限る。） 1部

※狩猟免状（原本）を申請者又は申請者の代理人が持参し提示した場合は不要

※郵送で狩猟免状（原本）を提出された場合は、狩猟者登録証等と同封して返却します。

(3) 当該年度の一般社団法人大日本猟友会の狩猟災害共済事業の被共済者であることの証明書（3,000万円以上）、もしくは損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書（3,000万円以上）または、資産に関する市町村長等が発行した証明書 1部

(4) 証明写真〔カラーコピー不可、最近6カ月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景（3.0×2.4cm）〕 2枚
裏面に氏名、撮影年月日を必ず明記し、1枚を申請書の所定欄に貼付すること。

(5) 狩猟税申告書 1部

(6) 狩猟税の減免、特例措置を受けようとする者（下記の ア）、イ の対象者に限る）は、証明書類 1部

ア) 狩猟税の減免

当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者または扶養親族に該当する者（農業、水産業または林業に従事している者を除く。）以外の者は、住所地の市町村長の発行した証明書

イ) 課税免除等の特例措置

福井県内の市町長が任命した対象鳥獣捕獲員である場合、もしくは、申請前1年以内に鳥獣保護管理法の捕獲許可（鳥獣の管理の目的）を受けて福井県内で捕獲に従事した者について、その証明書類※

※必要な書類について、福井県エネルギー環境部自然環境課

（TEL 0776-20-0306）までお問合せください。

3 狩猟税、狩猟者登録手数料および郵送料等

(1) 狩猟税

区 分	税 額	
	所得割額の納付 を要する者	所得割額の納付 を要しない者
網猟	8,200円	5,500円
わな猟	8,200円	5,500円
第一種銃猟	16,500円	11,000円
第二種銃猟	5,500円	

(2) 狩猟者登録手数料

1件につき 1,800円

(例：網猟、わな猟、第一種銃猟の3種類の登録を受けようとする場合は、
手数料は、3件×1,800円 = 5,400円)

(3) 狩猟税および手数料等の納付方法

口座振込に限るものとし、その他の方法（現金書留、窓口での現金払いなど）は受け付けません（ただし、手数料に限り手数料納付システムの利用も可能）

※申請書の収納証明書類貼付欄に振込明細票を貼付してください。

(振込先)

福井銀行県庁支店

口座名義 一般社団法人 福井県猟友会

口座番号 普通預金口座 0056425

※振込依頼人は、必ず、都道府県猟友会名（一括振込の場合）、または申請者の氏名を記載してください。振込依頼人名が申請書の氏名と異なると納入確認ができなくなります。

(4) 狩猟者登録証等の送付方法

ア) 社団法人の都道府県猟友会の会員が、猟友会から一括して申請書を提出される場合は、都道府県猟友会へまとめて郵送（着払い）します。

イ) 上記ア) 以外は、レターパックプラス（600円）に届け先の住所、氏名、電話番号を記入し、申請書等の提出書類に同封してください。

4 受付期間

(1) 令和7年9月1日（月）から受付を開始

ただし、土曜日、日曜日、祝日は受付業務を行いません。

(2) 令和7年9月22日（月）までに申請書が到着しないときは、初猟日（11月1日）までに狩猟者登録証の交付ができないことがあるので注意してください。

5 その他

(1) 申請書等に不備（記入漏れ、住所等の相違、証明印漏れ等）がある場合は、受理しないので、注意してください。

(2) 申請書には、平日、確実に連絡の取れる連絡先（自宅などの電話番号、携帯電話番号）を記入してください。

(3) 狩猟者登録証の即日交付は行いません。

